

○競争入札心得

(平成6年4月1日告示第27号)

改正 平成26年8月11日告示第24号 平成29年4月1日告示第15号

(総則)

第1条 和寒町が発注する工事請負の入札に当たっては、別に定めるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者を除く。)は、入札執行前に見積もった契約金額(消費税相当額を含んだ額)の100分5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、和寒町を被保険者とする入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して7日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は町長の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して7日以上とした当該保証を賞する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

2 郵便による入札を認める場合において、前項の入札書を郵送により入札しようとする者は、その封筒に「 工事入札書」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前にその旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その法人名及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することができません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
 - (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
 - (3) 入札書に記名押印がない入札
 - (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
 - (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
 - (6) 代理人が2人以上の者の代理をした入札
 - (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
 - (8) 郵便又は電報による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
 - (9) 無権代理人がした入札
 - (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
 - (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (12) その他入札に関する条件に違反した入札
- (開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第9条 開札した結果、予定価格の範囲内の価格の入札（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札）がないときは、直ちに再度の入札を行います。

2 再度入札に参加できる者は、前回の入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあっては最低制限価格を下回らない入札をした者）に限ります。

3 入札の回数については、2回を限度とします。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。その場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

(1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適正と認められるとき。

2 前項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(不調時の取扱い)

第 12 条 再度入札によってもなお落札者がいないときは、次の各号の定めとします。

- (1) 予定価格が 500 万円以上の工事請負は、最低入札金額が予定価格の 3% 以上の場合は、後日改めて入札を行います。ただし、最低入札金額が予定価格の 3% 未満の場合は、随意契約の方法により契約を締結又は後日改めて入札を行います。
 - (2) 前号以外は、随意契約の方法により契約を締結又は後日改めて入札を行います。
- (入札保証金の返還)

第 13 条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

- 2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第 14 条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、和寒町(発注担当課)の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から 5 日以内に和寒町(発注担当課)に提出しなければなりません。

(入札保証金の帰属)

第 15 条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、和寒町に帰属します。

- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税相当額を含んだ額)の 100 分の 5 に相当する額の違約金を和寒町に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第 16 条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の 100 分 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、和寒町を被保険者とする履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

- 2 前項の履行保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。
- 3 第 1 項の公共工事履行保証証券は、保証期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。
- 4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
- 5 契約保証金に代える担保として銀行、町長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、保証期間を工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第 17 条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(入札の取りやめ等)

第 18 条 和寒町(発注担当課)が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第 19 条 入札参加者として指名された者が入札に参加できない場合は、その旨をあらかじめ文書等により連絡してください。

注:委託業務については、第 1 条の「工事請負」とあるのを「委託業務」と読み替えてください。

(工事費内訳書の提出等)

第 20 条 入札執行時に工事費内訳書の提出を求めることがありますので、参加するすべての入札に係る工事費内訳書をあらかじめ作成の上、持参するようにしてください。

- 2 工事費内訳書の提出を求めたときは、入札参加者又はその代理人は、工事費内訳書を、自己の氏名を表記して入札書と同時に提出しなければなりません。
- 3 工事費内訳書には、見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応する金額を記載しなければなりません。
- 4 入札参加者又はその代理人は、その提出した工事費内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。
- 5 工事費内訳書に「値引き」がある場合は、どの経費から値引きしたのか明らかになるように、値引き額を各経費に配分して下さい。
- 6 第 7 条各号に掲げるほか、工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事費内訳書に係る入札は無効とします。
 - (1) 工事費内訳書の提出がない場合
 - (2) 工事費内訳書の記載金額（合計金額）その他当該工事費内訳書の要件が確認できない場合
 - (3) 工事費内訳書に記名押印がない場合
 - (4) 入札者（代理人をして入札をした場合にあっては当該代理人）以外の者が工事費内訳書を提出した場合
 - (5) 工事費内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
 - (6) 見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応した金額が確認できない場合

附 則(平成 26 年 8 月 11 日告示第 24 号)

この競争入札心得は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日告示第 15 号)

この競争入札心得は、告示の日から施行する。